

この事故により、転倒した乗客が腰椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該バスの運転者は、当該バスを発車させる際、当該乗客が車内中央部の1人掛け座席に着席したことを確認したが、当該乗客は床に落とした整理券を拾おうと当該バスの発車の直前に席を立ったため、バランスを崩し転倒した模様。

(2) 乗合バスの運転者が大麻取締法違反の疑いで逮捕

8月9日午前10時10分頃、愛知県において、乗合バスの運転者が自宅マンションに大麻草約7グラムを隠し持っていたとして、警察は当該バスの運転者を大麻取締法違反（所持）の疑いで現行犯逮捕した。

警察の調べによると、当該バスの運転者は容疑を認めており、バスの運転に支障がないよう休日のみ使用していたと供述している模様。

また、この自宅からは、吸引用パイプ、合成麻薬などの錠剤も見つかった模様。

(3) 乗合バスが交差点で路面電車と接触した事故

8月10日午後6時15分頃、長崎県において、乗合バスが乗客45名を乗せて運行中、後方から接近してきた路面電車と接触した。

この事故による負傷者はなし。

事故現場は、片側二車線の道路の中央部に敷かれていた軌道が、当該交差点内で車道を斜めに横切り、当該バスから見て左前方の軌道専用道へ進入する交差点。

事故当時、当該バスの運転者は、道路渋滞のため当該バスの車体前部が路面電車の軌道内に入った状態で、交差点内に停車していたところ、信号が赤に変わり、右側後方から路面電車が接近してきたため、当該バスを左に寄せて通過させた。

その後、当該バスの運転者は、当該バスの車体後部が横断歩道上にあることに気づき、当該バスを少し前進させて停車したところ、右側後方から別の路面電車が接近してきたため、当該バスに装備された警音器等で危険を知らせたが、当該バスの右側のバックミラーと路面電車の左側中ドア付近が接触した。

接触した路面電車の運転者は、当該バスに接触せずに通過可能と判断した模様。

(4) 乗合バスの車両火災事故

8月11日午前5時50分頃、山形県において、乗合バスが乗客23名を乗せて運行中、後続車からパッシング及びクラクションを鳴らされたため、当該バスの運転者は不審に思い、当該バスを近くの待避所に停車させた。当該バスの運転者が車体後部を確認したところ、エンジンルームから発煙していたため、当該バスの乗客を車外へ避難させて、当該バスに備えられていた消火器を用いて消火した。

この事故による負傷者はなし。

その後、現場にかけつけた当該バスの事業者の整備担当者が当該バスのエンジンルーム内を確認したところ、ターボチャージャーの潤滑オイル供給パイプの取付け部からのオイル漏れが発生していたほかエンジン冷却水ドレンホースが焼損していた模様。

なお、当該バスの乗客は代替車で目的地へ移動した。

(5) 乗合バスの車内事故2

8月11日午後2時頃、大阪府のバス停において、乗客5名を乗せた乗合バスが降車扱いのため停車したところ、このバス停で降車しようとしていた乗客1名（女性、84才）が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が右上腕骨頸部骨折の重傷を負った。

事故当時、転倒した乗客は、当該バスが停車する前（バス停の10メートルほど手前）に席を立ったため、停車と同時にバランスを崩して転倒した模様。

(6) 乗合バスが降車した乗客を轢いた事故

8月18日午後7時5分頃、千葉県において、乗合バスが運行中、バス停で乗客4名を降車させて発車したところ、当該バス停で降車した乗客（男性、64才）を轢いた。

この事故により、轢かれた乗客が死亡した。

事故当時、当該バスの運転者は、乗客の降車後に安全確認を行った後、当該バスを発車させたが、当該バスの左後輪で轢いた模様。

(7) 貸切バスが自転車と衝突した事故

8月12日午前9時30分頃、青森県において、貸切バスが乗客の送迎のため回送運行中、自転車の男性（79才）を撥ねた。

この事故により、撥ねられた男性が死亡した。

事故現場は、横断歩道のない片側一車線の直線道路で、事故当時、当該バスの運転者は、当該道路の左側にある脇道から当該道路を横断してきた男性に気付きブレーキをかけたが撥ねた模様。

なお、当該脇道は建物のかげになっており、見通しは悪かった模様。

(8) 貸切バスが乗用車に追突して6台が絡む多重衝突事故

8月12日午後3時15分頃、東京都の高速道路において、貸切バスが走行中、渋滞のため停車していた乗用車に追突し、追突された乗用車はさらに前方の乗用車に追突するなど、計6台が絡む多重衝突事故となった。

この事故により、10名が軽傷を負った。

この事故は、当該バスの運転者が、漫然運転となったため発生した模様。

なお、当該バスは、12日の午前中に乗客を目的地まで送り、回送で所属する営業所に戻る途中であった。

(9) 貸切バスがトラックに追突した事故

8月14日午後11時10分頃、神奈川県的高速道路において、貸切バスが乗客43名を乗せて運行中、前方において中型トラックと軽自動車は何らかの原因で停車していたところに大型トラックが追突し、この大型トラックに当該バスが追突した。

この事故により、当該バスの乗客12名及び運転者1名、当該軽自動車の運転者及び同乗者1名の計15名が軽傷を負った。

当該バスは、片側三車線のうち第二通行帯を走行していたところ、前方を走行していた大型トラックが急ブレーキをかけたため、当該バスの運転者はブレーキをかけたが間に合わなかった模様。

(10) タクシーの車内事故

7月29日午後6時40分頃、北海道において、タクシーが乗客1名(女性、34才)を乗せて運行中、道路の左側から歩行者が携帯電話を使用しながら飛び出してきたため、当該タクシーの運転者は急ブレーキをかけた。

このため、当該タクシーの乗客が急ブレーキの反動により第6頸椎骨折の重傷を負った。

当該乗客は、シートベルトを装着していなかった模様。

なお、飛び出してきた歩行者は、当該タクシーと接触したものの、当該タクシーの運転者に頭を下げて現場を走り去った模様。

(11) タクシーが二輪車と衝突した事故

8月3日午後11時10分頃、東京都において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、当該交差点を青信号で右折しようとしたところ、対向車線を直進してきた二輪車と衝突した。

この事故により、衝突した二輪車の運転者1名が死亡、当該二輪車の同乗者1名が意識不明の重体。

現場に駆けつけた警察は、当該タクシーの運転者を自動車運転過失致死傷害の疑いで現行犯逮捕した。

(12) タクシーが交差点で乗用車と衝突した事故

8月10日午後1時5分頃、富山県において、タクシーが乗客1名を乗せ運行中、赤信号の交差点に進出したため、当該交差点を当該タクシーから見て右から走行してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が左上腕部骨折の重傷を負った。

この事故は、当該タクシーの運転者が、常連客である当該乗客との話に夢中になったため脇見運転となり、赤信号を見落としたことにより発生した模様。

なお、当該タクシーの乗客はシートベルトを装着していなかった。

(13) タクシーが自転車と衝突した事故

8月13日午後10時10分頃、北海道において、タクシーが空車で走行中、信号のない交差点を通過しようとしたところ、当該交差点の左側から右側に横断していた自転車と衝突した。

この事故により、この自転車に乗っていた男性が死亡した。

当該タクシーは、片側二車線の道路の右側の車線を走行していたところ、左側の車線を走行していた車両の前方から横断してきた自転車と衝突した模様。

(14) タクシーが迎車した男性を轢いた事故

8月13日午後10時30分頃、青森県において、タクシーが迎車のため走行していたところ、道路上にいた男性を轢いた。

この事故により、轢かれた男性が死亡した。

事故現場は、当該タクシーから見て右カーブを抜けてすぐの直線道路で、付近には街灯がなく暗い状況であった。

なお、撥ねられた男性が当該タクシーを呼んでおり、酒に酔ってかがんでいた模様。

(15) タクシーが自転車の男性を撥ねた事故

8月16日午前2時頃、東京都において、タクシーが空車にて走行中、自転車の男性を撥ねた。

この事故により、撥ねられた男性が死亡した。

事故現場は、信号機や横断歩道のない道路で、当該自転車はタクシーの右側から横断してきた模様。

(16) トレーラが乗用車と衝突した事故

8月8日午前11時頃、岐阜県において、大型トレーラが片側一車線の道路を走行中、対向してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該乗用車の乗員3名が死亡した。

事故現場は、大型トレーラから見て下りの急な右カーブであり、この事故は、当該乗用車が、センターラインを越えて走行してきたため発生した模様。

(17) トラック運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

8月10日午後3時50分頃、石川県の交差点において、大型トラックが横断歩道を歩行していた女性（85才）を撥ね、そのまま走り去った。

この事故により、撥ねられた女性が死亡した。

事故後、警察は事故現場から約3キロメートル離れた場所で当該トラックを発見し、当該トラックの運転者を自動車運転過失致死及び道路交通法違反（救護義務違反）の疑いで逮捕した。

事故現場は、見通しの良い片側一車線の直線道路で、当該交差点の横断歩道には押しボタン式の信号機が設置されていた。

(18) トラックが落下物の影響で横転した事故

8月11日午前6時5分頃、静岡県的高速道路において、大型トラックが走行中、道路上の落下物を避けようとしたところ横転した。その後、後続の乗用車等計4台も当該落下物を避けようとして事故に巻き込まれた。

この事故により、3名が軽傷を負った。

当該落下物は、対向車線を走行していた自家用トラックが積載していた鋳物約8個（大きなもので高さ約1メートル）で、当該自家用トラックが中央分離帯に衝突した際に落下した。

この事故の影響により、当該高速道路の一部区間が、午前6時15分から午後0時50分まで通行止めとなった。

(19) トラックが前方を走行中の自動二輪車に追突した事故

8月11日午後9時15分頃、兵庫県的高速道路において、大型トラックが走行中、前方を走行していた自動二輪車に追突した。

この事故により、追突された自動二輪車の乗員2名が死亡した。

事故当時、当該トラックの運転者は、荷下ろし先での順番等を考えながら走行していたため漫然運転となり、前方を走行していた当該自動二輪車に気付かず、ブレーキをかけずに追突した模様。

なお、当該大型トラックの直後を走行していた乗合バスの運転者が、当該事故で路上に投げ出された自動二輪車の乗員を轢過した可能性があるとして警察に長時間身柄を拘束されたことから、当該バスの事業者は、当該乗合バスの運行を中止し、代替え輸送を行った。

(20) トラックがキャンピング車に追突して4台が絡む多重衝突事故

8月12日午前9時15分頃、岐阜県的高速道路において、大型トラックが走行中、渋滞のため減速していたキャンピング車に追突した。追突されたキャンピング車は、前方の普通トラックに、さらにその普通トラックはその前方の乗用車に追突して、4台が絡む多重衝突となった。

この事故により、10名が軽傷を負った。

この事故は、最初に追突した大型トラックの運転者が脇見運転をして、前方で減速中のキャンピング車に気付くのが遅れたため発生した模様。

この事故の影響で、当該道路は午前9時35分から約4時間通行止めとなった。

(21) トラックが貸切バスに追突した事故

8月7日午前1時30分頃、栃木県的高速道路において、トラックが走行中、停車中の貸切バス（乗客38名）に追突した。

この事故により、当該トラックの運転者が死亡、貸切バスの乗客12名が軽傷を負った。

事故直前、当該バスの運転者は、乗用車の運転者と運転マナーに関するトラブルが原因で、当該バスは当該乗用車を前に走行車線上に停車中だった模様。

なお、この事故の影響で、一部区間が約4時間通行止めとなった。

(22) トレーラ運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

8月16日午前4時頃、群馬県の国道（片側2車線）において、大型トレーラが走行中、前方の道路左側を走行していた自転車を追い越そうとしたところ、当該自転車の後部に衝突し、転倒させて、当該自転車に乗っていた男性（56才）を轢いた。事故後、当該トレーラの運転者は、負傷者を救護せずにそのまま走行を続けた。

この事故により、轢かれた男性が死亡した。

目撃者からの通報を受けた警察は、当該トレーラの事業者に連絡をとり、当該トレーラの運転者を出頭させて、道路交通法違反（救護義務違反）の疑いで逮捕した。

なお、当該大型トレーラの運転者は、警察に対して、自転車の男性を轢いたことに気付かなかったと話しており、この容疑についても否認している模様。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

